

議案第 56 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令市第 2079 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出するものである。